財務省	平成三十年九月三十日までの間	七一、六七九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	平成三十年九月三十日までの間	二、一五三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成三十年九月三十日までの間	七、九六八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	平成三十年九月三十日までの間	五八、四九〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成三十年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五三、四一九人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二三人は、検察庁の職員の定員とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十六号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「六十五人」を「六十六人」に改める。

第八条第三項中「九十人」を「八十九人」に改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を削る。

附則第七項中「九十人」を「八十九人」に、「八十九人」を「八十八人」に改め、同項を附則第五項とする。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十七号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十八号を削り、第三十九号を第三十八号とし、第四十号を第三十九号とし、同条第四十一号中「第十四条第十二号」を「第十四条第十一号」に改め、同号を同条第四十号とし、同条中第四十二号を第四十一号とし、第四十三号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条の見出し及び同条第一項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同条第三項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「政策の評価」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進」に、「立案」を「立案並びに調整」に改め、同条第八項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改める。

第十四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十八号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「五人」を「六人」に、「四人」を「五人」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三